時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

明治廿七年八月卅一日 金曜日 (乙巳)
舊暦甲午八月朔日
日 出午前五時十三分 入午後六時九分
月 出午前五時十六分 入午後六時三十一分
滿潮 午前[illegible]時二十一分 午後五時四十五分
(西暦一千八百九十四年)
年始より二百四十三日 年末まで百二十二日

時事新報には毎號詳細なる商况物價の報告あり

表誠義金募集

淸國に對する宣戰の詔勅は下りたり陸上に海面に兩國の戰端は開かれたり牙山淸兵の本據を拔き淸艦を豐島近海に撃破して我軍向ふ所敵なしと雖も敵は世界無比の大國なり我國民の全力を盡して全局の必勝を今後に期せざるを得ず我海陸將卒の忠勇なる敵軍を攻撃する素より遺算なしと雖も家に在る全國の臣民は坐して我將卒の忠勇に依賴し以て安んずべきに非ず此戰の一役我將校五名を失ひ下士卒負傷凡七十名、骨を萬里の異域に曝すは我が忠勇なる將卒の期する所なりと雖も帝國の臣民内に在りて此報に接するもの無限の感なき能はざるべし且夫れ東洋先進の我文明を以て朝鮮の獨立を確實にし頑陋の淸國を蒙昧の域に救出し我亞細亞の諸國をして文明の曙光に觸れしむるもの我國全體に伴ふの結果なり我が帝國が今回の交戰に對する責任重且つ大なりと云ふべし正々堂々たる我陸海の軍隊戰艦は百般の施設素より欠ぐる所なく全局の必勝期すべしと雖も事は古今未曾有の外戰なり帝國の光榮利益賭して此一擧にあり之を思へば帝國忠實の臣民は其赤誠の發する所今日默して止む能はざるべし左れば國を思ふの赤誠を表せんと欲して其道を得ざるもの四千萬の同胞皆然らん本社は世人熱情の在る所を察し其赤誠を表するの義金を集め之を當局者に委托して必勝を將來に期するの資に供せんとす家に在るの臣民斯の如きを聞かば外に在るの將卒を慰するに於て多少の稗益なくんばあらず亦我が國民忠愛の至情を中外に表白して國威を宇内に發揚するの道たるべし義金募集の規定三項を設けて左に掲ぐ

(一)義金は十錢以上とし住所番地姓名を詳記して本社に送付せらるべし

(二)本社に於て義金を受取りたる時は翌日の時事新報に其氏名金額を掲げて之が證とす故に翌日の新報に此掲載なきものは更に照會せられ度し

(三)此義金は募集の上、當局者と熟議し最も適當の費途に充つるものとす

表誠義金募集社告追加

表誠義金募集の事を廣告せし以來續々募に應じて本社に金圓を寄送する人少なからず近日府下の紳士有志者は報國會なるものを組織して大に寄贈を募集せんとて其組織も略に成らんとし又其の前後都鄙の各地方に於ても我本社の趣旨に賛成して義捐に着手するもの甚だ多く其名は一々列擧するに遑あらざるも國民が私財を擲て國の爲めにせんとするの目的に至ては毫も異なる所なし報國の美事これを耳にしても欣喜に堪へず故ては本社に於てもます〱規模を大にしてます〱募集の區域を廣くして國家の急に應ぜんとするの精神を以て更に同好者の盛意を賛成するものなり斯くて其募集金を政府の[illegible]に納るに付ても當局[illegible]の手に[illegible]す又は出納の手數を省くが爲めに報國會又は他の團體に合併して其取次を煩はすも其邊は都て時の便宜に從ふ可し之を要するに今回の義擧こそ純正無雜にして國民の誠意誠心に出るものなれば何れの道より何れの手を經るも特に之を問ふの要用はなかる可し我輩は唯日本國民の全力を盡して日本の國事に當らんことを願ふのみ

本社義金の取扱方

今回本社大に義金を募集せんとするに就ては我國民の義氣に富める募に應ずる義金の口數は定めて非常に多かるべく亦た其金額も頗る大なるべし由て本社は特に

義金募集掛

を設けて計算を正確にし且つ受取りたる義金は日々

第百拾九國立銀行

に預け入れ之が保管を委托し以て計算保管の精確を期す

(此一項は第百拾九國立銀行の承諾を經て茲に掲ぐるものなり)

時事新報

奉天府に重きを置く所以

敵國の咽喉を扼して息の根を絶たしむるは必ずしも北京の侵入に限らず北の方、鴨綠江を渉り滿州の三省を略して盛京省の首府なる奉天府を占領するときは充分に彼を苦しめて降服の實を表せしむるに足る可しとは我輩の曾て述べたる所なり彼が奉天府の守備に意を用ゆるは敢て今日に始まりたるに非ず殊に今回の事件以來は一層力を盡して防禦の手段を嚴重にし大兵を屯在せしめて例の如く要塞を築き地雷火を埋むる等、用心頗る堅固なるよし畢竟奉天は今の淸朝の豐沛とも云ふ可き故鄕の地にして社稷宗廟も現に此地に存するが故に斯くは力を用ゆることならんなれども社稷宗廟の名のみに非ず實際の實物の爲めにも必ず全力を盡して之を守るの必要あるは我輩の曾て傳聞する所なり淸朝の創業以來年々六百萬兩の金を奉天府に藏むるの例にして今日に至るも其例を欠きたることなしと云ふ其次第は彼の祖先は北方より起り支那の全土を一統して都を北京に定めたれども其支那に於けるは實際に敵國を占領したるものにして決して永久の安全を期するに非ず一旦、變亂を生じて鼎の輕重を問ふものあるに至れば北京を引揚げて其故鄕なる滿州の地に偏安を保たんとするは祖先以來の遺謀にして一日も忘れざる所なれば常に奉天府の守備に重きを置き萬一の場合の用意として四百餘州の膏血を絞り年々六百萬の大金を彼地に積み以て他日の謀を爲すものに外ならず彼の宗祖たる者が子孫永久の爲めを謀れば左もある可き事にして我輩も其深謀遠慮に感服するものなり扨右の貯蓄金を年々六百萬として創業以來二百年間を通算すれば總計十二億の大數に達す可し或は其六百萬云々も實際に一二十萬の人數を百萬の大兵など號する支那人のことなれば多少の掛値も圖る可らずとして假りに其三分の一とするも尙は四億の數を得る割合なり而して其金は如何なる形にて保存せらるゝや知る可らずと雖も現に角銀億の金錢が奉天府に貯へ在るの一事は公然の秘密にして疑ふ可らざるの事實なれば彼が全力を其地の防禦に盡すも決して怪しむに足らざるなり或は今日の時代に個合ひ支那人とは云ひながら斯る大金を恰も土中に埋めて全く利用せずとは殆んど信ず可らずとの疑もあらんかなれども實際に決して疑ふ可らざる次第は近く之を我國の事例に徵して明白なる可し封建の時代に德川政府直轄の所領は殆んど全國の三分の一を占めて收入八百餘萬石と稱し其收入には米納銀納の二樣ある其中に關西地方に於ける銀納の分は非常の用意として悉く大坂城に收むるの法にして創業以來堅く其法を守り年々收入するのみにて一錢も費さゞるが故に遂には右の金銀を藏めたる倉の數も十二戶前に達したりと云ふ而して此非常金は出納の局に當るもの〻外は時の執政と雖も之を知るもの少なく凡そ二百五十年の間繼續して如何なる場合にも支出したることなかりしに幕府の末路、内外多事、財政困難の折柄、皇妹和宮降嫁の事ありて之が爲めに莫大の費用を要して到底支出の方便なきより或人の建言により始めて大坂城の金庫を開きて用を辨じたりしが既に一たび蓋を開くときは之を鎖すこと容易ならずして次第〱に消費して其末年には一錢も餘さゞるに至りしと云ふ右は我國に於ける三十年前の事實にして我輩の現に見聞したる所、彼の支那人に於て此事あるは決して怪しむに足らず即ち其幾億の金銀は彼が生命とも頼む所のものにして假令ひ四百餘州の國土は全く蹂躙せらるゝも此貯蓄さへあれば退て滿州の地を保ち其社稷宗廟と共に滿淸の餘命を維持するに足る可しとて現在の國都なる北京よりは寧ろ此方面に重きを置て只管防禦の手段を勉むることならん專制政府の政略、至極妙なるに似たれども文明國人の兵略は自から別にして眼中既に已に見る所あり軍機一たび熟すれば懸軍長驅鴨綠江守らず長白山亦支へず忽ち其本據を衝かれて奉天府の社稷宗廟を併せて創業以來の貯蓄金も遠からず他人の有に歸することなる可し滿淸の末路憐れむ可きのみ

官報

○勅令

朕陸軍監督部長及理事試補服制中改正追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十七年八月二十九日　陸軍大臣　伯爵大山巖

○勅令第百五十六號

陸軍監督部長及理事試補服制[illegible]例並服制圖中左ノ通改正追加ス

一[illegible]側章圖中「衣」ヲ「正衣」ニ改メ其ノ次ニ「軍衣夏衣ノ圖」例及圖ヲ加フ

一理事試補ノ服制圖例中「衣」ヲ「正衣」ニ改メ其ノ下ニ「軍衣夏衣」ノ四字ヲ加フ

本令ハ明治二十七年十二月三十一日マテニ漸次之ヲ施行ス

(服制圖等ハ之ヲ略ス)

雜報

○文部大臣の更迭

一昨日文部大臣の更迭したることは前號の欄外に記したれども讀者中之を見るに及ばざりしものもあるべきに付此に再錄す

臨時兼任文部大臣　司法大臣　芳川顯正

依願免本官　文部大臣　井上毅

○文
井上文部大臣の
左の如し
本宮[illegible]患差重
の[illegible]恐入候へ
給候也
明治二十
內閣
右者明治二十
今病勢增進
診斷候也
明治二十

○淸
頃日上海より達
る淸軍の總督は
たる由見えたり
内に在りて總軍
するならん一說
たりと云ふ

○淸國水師
して終に自ら退
廣東水師は所屬
し廣東省虎門の
訓令を下だして
と商船たるとを
めず人船全く容
に見えたるが這
るべし

○大淸國專
ットに投書した
ふやう彼は此頃
たるに遇ひて告
論なる彼の
實は此れ誠し申す
大砲を一回、發
帆を掛けて運を
故あるのみ斯る
の大將となり
前記投書家は
ンツンホー氏

李鴻章の正夢